委員会提出議案第２号

発　　議　　書

次の案を提出する。

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年３月１３日

提　出　者

議会運営委員長

小　田　晃士朗

呉市議会議長　中　田　光　政　様

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会委員会条例の一部を改正する条例

呉市議会委員会条例（昭和３１年呉市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（常任委員会の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管） 第２条　略 ２　常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。 (1) 総務委員会　８人 復興総室，総務部，企画部，財務部，会計課及び消防本部の所管に属する事項 選挙管理委員会，監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) ～(4)　略 （委員の選任） 第８条　常任委員，議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は，議長が会議にはかつて指名する。ただし，閉会中においては，議長がこれらを指名することができる。 ２　議長は，常任委員の申出があるときは，会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし，閉会中においては，議長がこれを変更することができる。 ３　略 （委員長及び副委員長） 第９条　略 ２　常任委員会の委員長は，その常任委員の中から議長が会議にはかつて指名する。 ３・４　略 （招集）	（常任委員会の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管） 第２条　略 ２　常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。 (1) 総務委員会　８人 総務部，企画部，財務部，会計課及び消防本部の所管に属する事項 選挙管理委員会，監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) ～(4)　略 （委員の選任） 第８条　常任委員，議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は，議長が会議に諮つて指名する。ただし，閉会中においては，議長がこれらを指名することができる。 ２　議長は，常任委員の申出があるときは，会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし，閉会中においては，議長がこれを変更することができる。 ３　略 （委員長及び副委員長） 第９条　略 ２　常任委員会の委員長は，その常任委員の中から議長が会議に諮つて指名する。 ３・４　略 （招集）

第１５条　略	第１５条　略 （委員会の開会方法の特例） 第１５条の２　委員長は，委員について，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて，委員会を開会することができる。ただし，第２０条の秘密会は，この限りでない。 (1) 大規模な災害の発生，感染症のまん延その他の委員の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 育児，介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 ２　前項の規定により委員会が開会される場合において，オンラインによる方法で出席を希望する委員は，あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 ３　第１項の規定により開会された委員会に，オンラインによる方法で出席する委員は，この条例の規定の適用については，当該委員会に出席しているものとみなす。 ４　オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は，議長が別に定める。
（出席説明の要求） 第２１条　略	（出席説明の要求） 第２１条　略 ２　前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは，議長を経て，委員会にその旨を申し出なければならない。
（議事妨害及び離席の禁止） 第２２条　何人も，会議中はみだりに発言し又は騒ぎ，その他議事の妨害となる言動をしてはならない。	（議事妨害及び離席の禁止） 第２２条　何人も，会議中はみだりに発言し，又は騒ぎ，その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

２　略	２　略
（秩序保持に関する措置）	（秩序保持に関する措置）
第２３条　略	第２３条　略
２　委員が前項の規定による命令に従わないときは，委員長は，当日の委員会が終るまで発言を禁止し又は退場させることができる。	２　委員が前項の規定による命令に従わないときは，委員長は，当日の委員会が終わるまで発言を禁止し，又は退場させることができる。
３　委員長は，委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは，委員会を閉じ又は中止することができる。	３　委員長は，委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは，委員会を閉じ，又は中止することができる。
（公聴会開催の手続）	（公聴会開催の手続）
第２４条　略	第２４条　略
２　前項の承認をしたときは，議長は，その日時，場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。	２　議長は，前項の承認をしたときは，その日時，場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
（意見を述べようとする者の申出）	（意見を述べようとする者の申出）
第２５条　略	第２５条　略
	２　前項の規定にかかわらず，同項の規定による申出は，委員長が定めるところにより，委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公聴会に出席して意見を述べようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２９条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
（公述人の決定）	（公述人の決定）
第２６条　公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は，あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から，委員会において定め，議長を経て本人にその旨を通知する。	第２６条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は，前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から，委員会において定め，議長を経て本人にその旨を通知する。
２　あらかじめ申し出た者の中に，その案件に対して賛成者及び反対者があるときは，一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。	２　あらかじめ申し出た者の中に，その案件に対して賛成者及び反対者があるときは，一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

	３　公述人は，オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。
（公述人の発言） 第２７条　略 ２　前項の発言は，その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。 ３　公述人の発言がその範囲を超え，又は公述人に不穏当な言動があるときは，委員長は，発言を制止し又は退席させることができる。	（公述人の発言） 第２７条　略 ２　前項の発言は，その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 ３　公述人の発言がその範囲を超え，又は公述人に不穏当な言動があるときは，委員長は，発言を制止し，又は退席させることができる。
（代理人又は文書による意見の陳述） 第２９条　公述人は，代理人に意見を述べさせ，又は文書で意見を提示することができない。ただし，委員会が特に許可した場合は，この限りでない。	（代理人又は文書等による意見の陳述） 第２９条　公述人は，代理人に意見を述べさせ，又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし，委員会が特に許可した場合は，この限りでない。
（参考人） 第３０条　略 ２　前項の場合において，議長は，参考人にその日時，場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	（参考人） 第３０条　略 ２　前項の場合において，議長は，参考人にその日時，場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
	３　参考人は，オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。
３　参考人については，第２７条（公述人の発言），第２８条（委員と公述人の質疑）及び第２９条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。	４　参考人については，第２７条（公述人の発言），第２８条（委員と公述人の質疑）及び第２９条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。
（記録） 第３１条　略 ２　略	（記録） 第３１条　略 ２　略
	３　第１項の規定にかかわらず，同項の規定による記録の作成は，議長が定めるところにより，当該記録に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場

	合において，同項の規定による署名又は押印については，同項の規定にかかわらず，氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

付　則

（施行期日）

1　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に改正前の呉市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき，改正前の条例第２条第２項第１号に規定する総務委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長，副委員長又は委員に選任され，又は互選されている者は，改正後の呉市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき，改正後の条例第２条第２項第１号に規定する総務委員会（以下「新委員会」という。）の委員長，副委員長又は委員に選任され，又は互選されたものとみなし，その任期は，改正前の条例の規定に基づき旧委員会の委員長，副委員長又は委員にそれぞれ選任され，又は互選されている者の残任期間とする。

3　この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき旧委員会に付議されている事件は，改正後の条例の規定に基づき新委員会に付議されたものとみなす。

4　この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき旧委員会の所管事務に係る閉会中の継続調査に付されている事項は，改正後の条例の規定に基づき新委員会の閉会中の継続調査に付された事項とみなす。

（提案理由）

オンラインによる方法での委員会の導入等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。